



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進について

～ 地域とともにある学校づくりを目指して ～

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは？

- ・**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**は、学校と地域住民等が力を合わせて、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。
- ・学校運営協議会は、地域住民や保護者などから構成され、学校の運営について意見を述べたり、基本的な方針を承認したりすることができ、地域の声を活かし、**地域と一緒にあって特色ある学校づくり**を進める。

<背景>

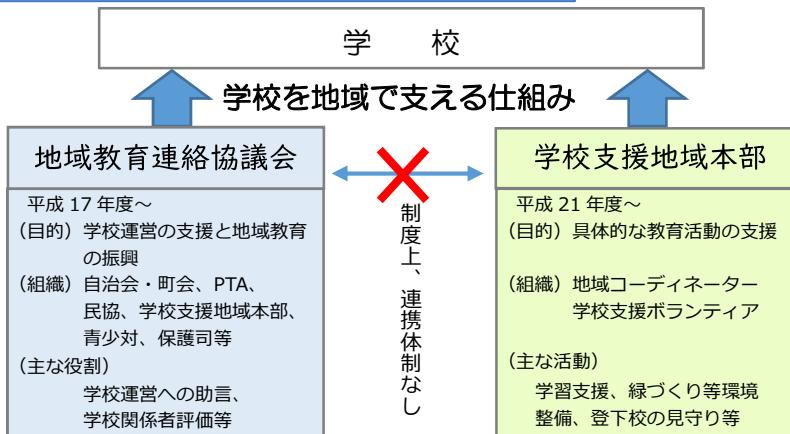
- ・近年、急激な社会の変化に伴い、子どもたちを取り巻く状況や学校が抱える課題は、ますます複雑化・多様化。
- ・いじめや不登校児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要。
- ・地域においても家族形態の変化や価値観・ライフスタイルの多様化により、地域社会のつながりが希薄化。

<経緯>

- ・平成 16 年度：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地域の特色を生かした学校運営を目的としたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）創設。
- ・平成 29 年度：地教行法改正。コミュニティ・スクール設置の教育委員会努力義務化。
- ・令和 3 年度：モデル事業実施（5 校）、大田区学校運営協議会規則策定。
- ・令和 4 年度：コミュニティ・スクール（CS 正式導入（5 校）
- ・令和 5 年度：9 校がコミュニティ・スクール（CS）を導入（10 月現在）

※参考 令和 4 年 5 月 1 日現在、全国で 15,221 校が CS を導入（導入率 42.9%）。

2 これまでの学校支援体制



大田区では、学校を地域で支える仕組みとして「地域教育連絡協議会」と「学校支援地域本部」が設置されていますが、制度上両者に連携体制はありません。

3 大田区におけるコミュニティ・スクール（CS）



※ 学校運営協議会を導入した学校は、「地域教育連絡協議会」を発展的解消する。

※ 「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」へ名称変更する。

【学校運営協議会の主な役割】

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- (2) 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べことができること

【目指す姿】

- 1 学校・家庭・地域の連携・協働により、未来を担う子どもの成長を育むCSづくり
学校運営のビジョンを学校・家庭・地域が共有し、子どもの成長を地域全体の課題として取り組む仕組み
- 2 地域の特色を活かしたCSづくり
各学校と地域の特色を活かした仕組み
- 3 持続可能な学校運営に向けたCSづくり
安定した協議の中で持続可能な仕組み
- 4 地域学校協働本部との一体的なCSづくり
CSと地域学校協働本部が、相互にパートナーとして支え合う仕組み
- 5 学校・家庭・地域がつながる、学校を核としたCSづくり
学校を核とした新たなコミュニティ創出の仕組み

【期待される効果】

- 1 学校
 - ・地域の多様な人材活用による、特色のある学校運営の実現
 - ・地域の方々の新たな発見による課題解決
 - ・教職員の働き方改革につながる、地域による教育活動の支援
- 2 地域
 - ・防災活動や地域行事への参加等による、地域活性化の促進
 - ・地域における世代間交流の促進、やりがいの創出
 - ・地域への愛着を生み、将来の地域のいのし手を育成
- 3 家庭
 - ・充実した学校生活を送る、子どもの生き生きとした姿
 - ・地域に支えられ、子育てしやすい安心感
 - ・地域交流等による、親子での地域参加

今後は、地域と学校の連携・協働に向けて、効果を検証しながらコミュニティ・スクールを推進してまいります。